

第3期 岐阜県歯・口腔の健康づくり計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第2期 岐阜県歯・口腔の健康づくり計画（平成25～29年度）」が終期を迎えることから、目標達成状況の評価、岐阜県8020運動推進協議会からの提言、国の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項等を踏まえ、第3期計画を策定する。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条に基づく都道府県計画及び「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」第11条に基づく歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画として位置づける。

3 計画の期間

平成30年度から平成35年度（6年間）

4 第2期計画の目標達成状況

歯の健康基本目標	策定時 (H23)	目標値 (H28)	現状値 (H28)	評価
＜歯の喪失防止、むし歯の予防＞				
80歳で20歯以上自分の歯を有する者の増加	50.6%	55%以上	54.2%	A
60歳で24歯以上自分の歯を有する者の増加	64.0%	70%以上	74.0%	A
12歳児の1人平均永久歯う歯数の減少	0.90歯	0.70歯以下	0.53歯	A
12歳児でう蝕のない者の増加	60.5%	65%以上	73.7%	A
3歳児でう蝕のない者の増加	85.4%	90%以上	87.3% (H27)	C
＜歯周病の予防等＞				
50歳で歯周病（4ミリ以上のポケット）を有する者の減少	57.0%	50%以下	70.1%	D
40歳で歯周病（4ミリ以上のポケット）を有する者の減少	45.0%	40%以下	63.9%	D
30歳で歯周病（4ミリ以上のポケット）を有する者の減少	35.6%	30%以下	49.9%	D
15歳児で歯肉に炎症所見のある者の減少	22.9% (H22)	18%以下	25.6%	D
12歳児で歯肉に炎症所見のある者の減少	25.4% (H22)	20%以下	23.3%	C
12歳児で不正咬合等が認められる者の減少	21.9% (H22)	18%以下	22.8%	D
3歳児で不正咬合等が認められる者の減少	9.6%	8.5%以下	11.7% (H27)	D

5 計画策定の視点

(1) 県民と行政の協働による計画

- 歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上に向けた取組みを年代（ライフステージ）ごとに実施するため、県民と行政がライフステージごとに歯と口腔の健康づくりの目標を共有し、実践することができる計画とする。
- また「食べる喜び」や「話す楽しみ」等の QOL（生活の質）の向上に向けた取組みを通じて、歯を維持することの大切さ、口腔機能がもたらす健康など、県民への普及啓発を実施し、県民と行政が一体となって歯と口腔の健康づくりを推進する。

(2) 医療・介護・福祉との連携協力による計画

- 地域包括ケアシステムの構築において、在宅療養者への訪問歯科診療、介護予防・日常生活支援総合事業における口腔機能向上サービス等、高齢者の生活を支える歯科保健医療の果たす役割は重要
- 少子高齢化の進行や要介護者の増加等に起因する「定期的に歯科健診等を受けることができない人」の増加に対応するため、医療・介護・福祉が連携して、在宅歯科医療の提供体制の整備を推進
- また、県の特性や資源を十分に活用する施策を進めながら、歯科口腔保健を担う人材の確保・育成、必要な医療・介護との連携協力、県民に向けた正しい知識の普及啓発など、社会環境の整備を推進

6 第3期計画の重点事項

(1) 歯の健康基本目標等

健全な歯・口腔機能の獲得（乳幼児期から学齢期）、口腔機能の維持・向上及び歯の喪失防止（成人期から高齢期）等の取組みを推進するための基本目標を設定し、「8020の達成」や「口腔機能の維持・向上」に取り組む。

歯の健康基本目標	策定時 (H28)	目標値 (H35)
<歯の喪失防止、むし歯の予防>		
80歳で20歯以上自分の歯を有する人の増加	54.2%	60%以上
60歳で24歯以上自分の歯を有する人の増加	74.0%	85%以上
12歳児の1人平均永久歯むし歯経験歯数の減少	0.53歯	0.50歯以下
12歳児でむし歯のない児童の増加	73.7%	90%以上
3歳児でむし歯のない幼児の増加	87.3% (H27)	90%以上
<歯周病の予防等>		
50歳で歯周病（4ミリ以上のポケット）を有する人の減少	70.1%	60%以下
40歳で歯周病（4ミリ以上のポケット）を有する人の減少	63.9%	50%以下

30歳で歯周病（4ミリ以上のポケット）を有する人の減少	49.9%	40%以下
15歳児で歯肉に炎症所見のある生徒の減少	25.6%	22%以下
12歳児で歯肉に炎症所見のある児童の減少	23.3%	20%以下
12歳児で不正咬合等が認められる児童の減少	22.8%	21%以下
3歳児で不正咬合等が認められる幼児の減少	11.7% (H27)	9.6%以下

（２） 歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備に向けた新たな取組み

通院が困難な県民に対する歯科医療提供体制の構築を図るため、無歯科医地区等に在住する通院困難者への歯科医療等の提供に係る取組みを推進するほか、周術期の口腔保健対策、在宅歯科医療提供体制の整備等の取組みを推進

ア 定期的に歯科健診等を受けることができない人への口腔保健の推進【拡充】

○介護を必要とする高齢者、障がい児（者）に加え、無歯科医地区等に在住する通院困難者への取組みを推進

イ 周術期(手術前、手術後)における口腔保健対策【新規】

○周術期の口腔機能管理による誤嚥性肺炎の予防、退院後の口腔ケアの充実など、病院と歯科が連携した取組みを推進

ウ 地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療提供体制の整備【拡充】

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に対する口腔ケアの取組みを推進
- 誤嚥性肺炎予防のための口腔機能訓練や口腔ケアの普及促進
- 歯科と医療・介護が連携した在宅歯科医療提供体制の整備を推進

7 第3期計画の取組

歯・口腔の健康づくりの目標を達成するために、関係者と連携しながら進める施策は、以下の事業とする。

（１） ライフステージにおける歯・口腔の健康づくりに関する目標・計画

① 妊産婦期（胎児期）・乳幼児期（出生前から5歳）
基本的な計画 むし歯・歯周病予防、発達状況に応じた歯・口腔機能の獲得に向けた事業の推進
【取組方針】 ○むし歯予防のため、フッ化物洗口及びフッ化物歯面塗布を促進 ○妊産婦へ口腔ケア等の重要性について知識の普及を促進 ○食べる機能の発育やむし歯予防に向けた知識の普及啓発及び歯科保健指導等の取組を促進

② 学齡期（概ね 6 歳から 19 歳）

基本的な計画事項

むし歯・歯肉炎予防、良好な歯・口腔機能の獲得のための事業を推進

【取組方針】

- 小学校・中学校でのフッ化物洗口や昼食後の歯みがきを促進
- 健全な歯・口腔の育成に関する知識の普及啓発を促進
- 歯科医師・歯科衛生士による口腔保健教育、歯科保健指導を促進
- かかりつけ歯科医をもつことの普及、早期受診・早期治療の勧奨

③ 成人期（概ね 20 歳から 64 歳）

基本的な計画事項

むし歯・歯周病予防、口腔機能の維持向上を図るための事業を推進

【取組方針】

- かかりつけ歯科医をもち、定期的に受診することの必要性を普及
- 市町村における歯周病検診・歯科保健指導の実施と受診率の向上を促進
- 事業所等で歯科健康診査や歯科保健指導を実施する機会の確保の拡大
- 禁煙支援、食育等に係る歯科保健指導の促進

④ 高齢期（概ね 65 歳以上）

基本的な計画事項

歯の喪失防止や口腔機能の維持向上を図るための事業を推進

【取組方針】

- かかりつけ歯科医をもち、定期的に受診することの必要性を普及
- 禁煙支援、食育等に係る歯科保健指導を促進
- 口腔機能の向上、摂食・嚥下力の維持増進のため、口腔機能訓練等の指導を促進
- 市町村での歯周病検診・歯科保健指導の実施やその受診率の向上を促進
- 加齢に伴う口腔機能の変化に関連した歯と健康の関係について知識の普及を促進

（2）定期的に歯科健診等を受けることができない人に関する歯科口腔保健目標・計画

① 介護を必要とする高齢者

基本的な計画事項

定期的な歯科健診、歯科保健指導や歯科医療・介護サービス推進のための事業を推進

【取組方針】

- 介護を必要とする高齢者を介護する家族や介護保険施設に対し、口腔ケア等の知識普及を促進
- 要介護者の状態に応じた正しい口腔ケアの方法を学ぶための研修会を実施する等、知識の啓発

- 口腔異常の早期発見、早期受診に向けた歯科医療と介護の連携促進
- 口腔ケア等に関する研修会の開催など歯科保健医療に関する情報の積極的な提供

② 障がい（児）者

基本的な計画事項

定期的な歯科健診、歯科保健指導、歯科医療体制の整備等を推進

【取組方針】

- 障がい児（者）の施設関係者を対象に摂食・嚥下障害対策に関する研修を開催
- 障がい児（者）施設及び家族への口腔ケア指導、定期的な歯科健診の勧奨、食事指導等を促進
- 咀嚼力・嚥下力の維持増進のために、口腔機能訓練等の指導を促進
- 障がい児（者）の歯科診療を円滑に推進するため、医療機関の診療連携体制を整備

③ 無歯科医地区等に在住する通院困難者

基本的な計画事項

定期的な歯科健診、歯科保健指導、歯科医療体制の整備等を推進

【取組方針】

- 巡回歯科診療や訪問歯科診療による通院困難者への歯科医療の提供に向けた取組みを検討
- へき地医療を担う診療所、歯科診療所、病院との連携

(3) 歯科口腔保健の推進に必要な社会環境の整備に関する計画（主な取組方針）

① 歯科口腔保健推進のための環境整備

- 医療、教育、労働、介護等の各分野で幅広く活躍できる歯科医師や歯科衛生士等の人材の育成を推進
- 口腔保健支援センターによる口腔保健情報の提供

② 正しい知識の普及啓発

- 8020運動推進週間等の機会を活用した普及啓発
- 口腔機能の低下がもたらす健康への影響等について啓発
- 歯科保健指導を受けることの必要性を啓発

③ 歯科口腔保健に必要な人材の確保・育成

- 歯科医療従事者等に対する口腔保健の推進
- 高齢者や障がい児（者）の歯科治療、口腔機能管理ができる歯科医師、歯科衛生士の育成
- 未就業歯科衛生士の復職支援

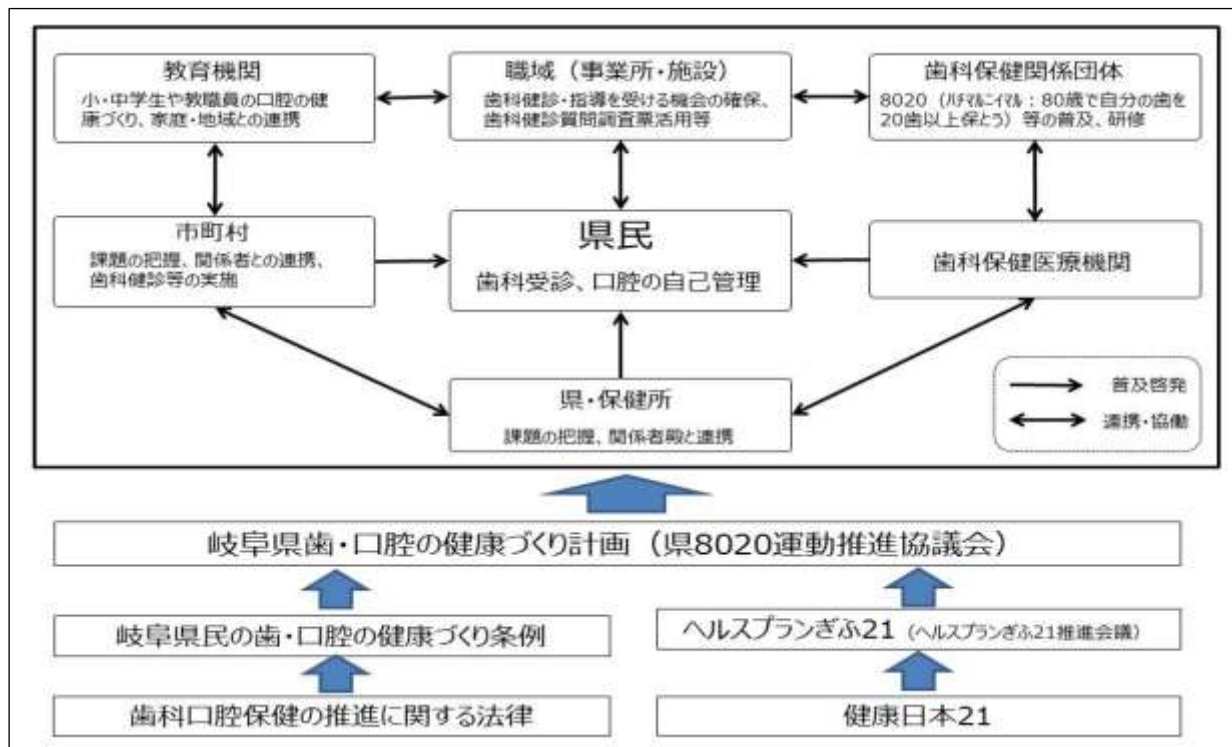
④ 歯科口腔保健に関わる人の連携・協力

- 市町村、関係団体・機関との協力した連携体制の構築
- 医科・歯科連携による5疾病への対応(がん対策、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)

○食育推進に向けた取組みの支援
⑤ 歯科保健医療に関する調査・情報の提供
○歯・口腔の健康と全身が関係することについて県民へ啓発 （糖尿病と歯周病、オーラルフレイル、認知症と嚙むこと等） ○歯科疾患の現状を把握し必要な情報を提供
⑥ 口腔がん対策
○歯科医療業務等従事者の資質の向上、医療・介護関係者に対する口腔がんの知識の普及 ○歯科診療所と病院の連携による口腔がん予防等の推進
⑦ 周術期口腔保健対策
○周術期の口腔機能管理、口腔ケアができる歯科医師・歯科衛生士の育成 ○術前から術後における病院、歯科診療所、介護保険施設等との連携強化
⑧ 口腔外傷対策
○病院と歯科診療所の連携等による口腔外科治療が受けられる体制づくりの推進 ○口腔のけがへの応急処置や口腔外傷の治療について啓発
⑨ 災害対策
○歯科保健診療車による応急処置体制の整備 ○不衛生等による誤嚥性肺炎予防に向けた口腔ケアの普及啓発
⑩ 地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療提供体制の整備
○歯科と医療・介護が連携した在宅歯科医療提供体制の構築 ○在宅歯科医療に対応できる歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の養成 ○介護者に対する口腔内の状態を学ぶ研修や普及啓発の実施 ○看護師や介護職員が実施する日常的に実施する口腔ケアの質の向上 ○摂食嚥下機能訓練等の推進 ○誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアなど、医科と歯科が連携した歯科医療提供体制を推進

8 歯科口腔保健の推進体制

県や地域での歯科口腔保健の推進体制として市町村、教育機関、歯科保健関係団体等との連携・協働を強化し、8020運動を県民運動として普及し、推進する。



9 計画策定までのスケジュール

- ・ 6月8日 : 第1回8020運動推進協議会
- ・ 9月14日 : 第2回8020運動推進協議会
- ・ 11月9日 : 第3回8020運動推進協議会
- ・ 12月～1月 : パブリックコメント
- ・ 2月8日 : 第4回8020運動推進協議会
- ・ 3月 : 計画策定